

## 甲府市建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

平成26年11月4日

建第5号

(趣旨)

第1 この要綱は、地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震に対する安全性を確かめる必要がある建築物の耐震診断及び耐震化を実施する者に対し、予算の範囲内において甲府市建築物耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱における用語の定義は、法令、規則及び国の要綱・関係通知の定めるところによるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 要安全確認計画記載建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条第1項に規定する要安全確認計画記載建築物をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）の別添第1「建築物の耐震診断の指針」に規定する方法により、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1項各号に掲げる者が行う建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 指定評価者 建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有する者として山梨県知事が指定する者をいう。
- (4) 耐震化 耐震設計、耐震改修、建替え及び除却をいう。
- (5) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、国の補助を受けて実施する要安全確認計画記載建築物の耐震診断及び耐震化に係る事業で、次の各号のいずれにも該当する要件を具備していなければならない。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- (2) 国又は地方公共団体が所有するものを除く。
- (3) 建替えの場合は、従前の建築物を除却すること。
- (4) 建替えの場合は、原則として省エネ基準に適合すること。ただし、令和3年度までに事業（設計）に着手している場合は除く。

(補助対象者)

第4 補助金の交付を受けることができる者は、要安全確認計画記載建築物を所有する者とする。

(補助対象経費)

第5 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3に規定する補助事業に必要な経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断に要する経費（設計図書の復元費用等、指定評価者の判定に要する費用を含む。）

- (2) 耐震設計に要する経費(指定評価者の判定に要する費用を含む。)
- (3) 耐震改修に要する経費
- (4) 建替え又は除却に要する経費(前号の助成を受けて耐震改修を行った建築物を除く。)

2 補助対象経費は、別表第1に掲げる補助対象経費の限度額欄に掲げる額を限度とする。  
(補助金の額)

第6 補助金の額は、第5第1項各号に掲げる経費で、別表第1に定める補助率により算定した額とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。  
(補助金の交付申請及び交付決定)

第7 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の着手前に建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、建築物耐震化促進事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(事業の変更・中止又は廃止)

第8 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするときは、建築物耐震化促進事業費補助金変更承認申請書(第3号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更(補助金交付決定額に変更のない場合をいう。)については、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ建築物耐震化促進事業中止(廃止)承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 補助事業を予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに建築物耐震化促進事業未完了報告書(第5号様式)を市長に提出し、その指示を受けること。

2 前項各号の申請にあたっては、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。  
(変更の承認等)

第9 市長は、第8第1項第1号の規定による建築物耐震化促進事業費補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更の必要があると認めた場合は、建築物耐震化促進事業費補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、第8第1項第2号の規定による建築物耐震化促進事業中止(廃止)承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、支障がないと認めた場合は、建築物耐震化促進事業中止(廃止)承認通知書(第7号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(状況報告)

第10 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な遂行を確保するため、申請者に対し、報告を求め、又は調査することができる。

(完了報告)

第11 申請者は、補助事業が完了したときは、建築物耐震化促進事業完了実績報告書(第8号様式)を補助事業の完了した日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する

年度の2月末日のいずれか早い期日までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、別表第2に掲げる書類を添付しなければならない。

(補助金額の確定)

第12 市長は、第11の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、建築物耐震化促進事業費補助金交付確定通知書(第9号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第13 申請者は、第12に規定する確定通知を受けたときは、速やかに建築物耐震化促進事業費補助金支払請求書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、補助金の受領について、耐震診断及び耐震化業務の契約を締結した建築士事務所又は施工者等に委任する場合(以下「受領委任払」という。)は、建築物耐震化促進事業費補助金受領委任支払請求書(第11号様式)によるものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の請求に基づき、補助金を交付する。この場合において、受領委任払により耐震診断及び耐震化業務の契約を締結した建築士事務所又は施工者等に補助金の交付があったときは、申請者に補助金の交付があったものとみなす。

(補助金交付の条件)

第14 申請者(個人事業者及び法人(消費税等の納税義務がある者)に限る。)は、補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により、この補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第12号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定による報告があったときは、既に交付した補助金のうち消費税等仕入控除税額の全部または一部に相当する額について、その返還を命ずることができる。

(指導等)

第15 市長は、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、申請者に対して指導、勧告又は助言をすることができる。

(補助金の取消し)

第16 市長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第17 市長は、第16の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の保管)

第18 申請者は、この補助事業に関する書類を整理し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の終了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年11月4日から施行する。
- 2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定を受けた者に係るこの要綱の規定は、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第5、第6関係）

経費区分	補助対象経費の限度額	補助率
耐震診断に要する経費 （設計図書の復元費用等、指定評価者の判定に要する費用を含む。）	1. 耐震診断費 1) 面積1,000㎡以内の部分は、 3,670円/㎡以内 2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の 部分は、1,570円/㎡以内 3) 面積2,000㎡を超える部分は、 1,050円/㎡以内 ただし、設計図書の復元、指定評価者の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は、1,570,000円を限度として加算することができる。	補助対象経費の6/6以内の額
耐震設計に要する経費 （指定評価者の判定に要する費用を含む。）	1. 耐震改修に関わる設計費 1) 面積1,000㎡以内の部分は、 2,100円/㎡以内 2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の 部分は、1,570円/㎡以内 3) 面積2,000㎡を超える部分は、 1,050円/㎡以内 2. 建替えに関わる設計費 耐震改修に要する経費相当分を建築工事とした上で、交付金の算出方法に準じて算出した額	補助対象経費の5/6以内の額
耐震改修、建替え又は除却に要する経費	1. 耐震改修工事費 1) 住宅*（木造）については、 15,800円/㎡以内 2) 住宅（非木造）については、 39,900円/㎡以内 3) 住宅以外については、 57,000円/㎡以内（ただし、 Is値が0.3未満の場合は、62,700円/㎡以内） ※一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面	補助対象経費の11/15以内の額

	<p>積の2分の1未満のもの)を含む。</p> <p>2. 建替え工事費及び除却工事費 建替えに要する費用及び除却に要する費用の合計以内とする。 なお、第1号の耐震改修工事費（従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする）により算定された額を限度とする。</p> <p>3. 除却工事費 除却に要する費用とする。 なお、第1号の耐震改修工事費（従前の建築物の延べ面積を算定根拠とする）により算定された額を限度とする。</p>	
--	---	--

別表第2（第7、第8、第9、第11、第12、第13、第14関係）

申請書の種類	様式	添付書類
建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書	第1号	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・算定内訳（別紙1～3）※事業内容に応じたもの</li> <li>・改正耐震改修促進法における耐震診断義務付け対象建築物であることの確認書（写）</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p><b>【耐震診断】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象となる建築物の現況を表す図面等（付近見取図、配置図、各階平面図、床面積求積図、断面図、外観写真等）</li> <li>・診断技術者の資格を証する書類（写）</li> <li>・耐震診断見積書（写）</li> </ul> <p><b>【耐震設計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者の資格を証する書類（写）</li> <li>・耐震診断結果報告書（写）</li> <li>・設計工程表（概要で可）</li> <li>・設計見積書（写）</li> </ul> <p><b>【耐震改修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に関する設計図書（配置図、各階平面図、床面積求積図等）</li> <li>・耐震診断結果報告書（写）</li> <li>・補強計画に係る指定評価者の判定書（写）</li> <li>・工事工程表（概要で可）</li> <li>・工事見積書（写）</li> </ul> <p><b>【建替え及び除却】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事（建替え）に関する設計図書（配置図、各階平面図、床面積求積図、断面図等）</li> <li>・耐震診断結果報告書（写）</li> <li>・省エネ基準への適合を証する書面</li> <li>・省エネ基準を満たすことが分かる書面</li> <li>・工事工程表（概要で可）</li> <li>・工事見積書（写）</li> </ul>

建築物耐震化促進事業費補助金交付 決定通知書	第2号	
建築物耐震化促進事業費補助金変更 承認申請書	第3号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定内訳（別紙1～3）※事業内容に応じたもの</li> <li>・申請内容の変更を示す図書</li> </ul>
建築物耐震化促進事業中止（廃止） 承認申請書	第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付申請書（写）</li> <li>・交付決定書（写）</li> </ul>
建築物耐震化促進事業未完了報告書	第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の実施状況表（任意書式）</li> </ul>
建築物耐震化促進事業費補助金変更 交付決定通知書	第6号	
建築物耐震化促進事業中止（廃止） 承認通知書	第7号	
建築物耐震化促進事業完了実績報告 書	第8号	<p><b>【共通】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書（写） 変更がある場合は、変更契約書（写）を含む</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul> <p><b>【耐震診断】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断結果報告書</li> <li>・指定評価者の判定書等</li> <li>・耐震診断費の請求書及び領収書（写）※</li> </ul> <p><b>【耐震設計】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震設計の概要図面等</li> <li>・指定評価者の判定書等</li> <li>・耐震設計費の請求書及び領収書（写）※</li> <li>・省エネ基準への適合を証する書面</li> <li>・省エネ基準を満たすことが分かる書面</li> </ul> <p><b>【耐震改修】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修工事の概要</li> <li>・耐震改修工事が適切に実施されたことが確認 できる写真（着工前、中間時、完了時）</li> <li>・耐震改修工事費の請求書及び領収書（写）※</li> </ul> <p><b>【建替え及び除却】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却工事が適切に実施されたことが確認できる 写真（着工前、完了時）</li> <li>・建替え工事が適切に実施されたことが確認できる 写真（着工前、完了時）</li> <li>・建替え工事費及び除却工事費の請求書及び領収書 （写）※</li> </ul> <p>※受領委任払の場合は除く。</p>

建築物耐震化促進事業費補助金交付 確定通知書	第 9 号	
建築物耐震化促進事業費補助金支払 請求書	第 10 号	
建築物耐震化促進事業費補助金受領 委任支払請求書	第 11 号	
消費税及び地方消費税に係る仕入控 除税額報告書	第 12 号	・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が分か る資料